

定期調査報告書

(第一面)

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 ○○市長又は 兵庫県知事 様

目付は提出日です。

令和 ○○年 ○○月 ○○日

報告者氏名 ○○○○○○○○ 所有者又は管理者

(所有者と管理者が異なる場合は管理者)

調査者氏名 ○○○○○○

【1.所有者】

フリガナも記入してください。

【イ. 氏名のフリガナ】 ○○○ ○○○○

【ロ. 氏名】 ○○ ○○

【ハ. 郵便番号】 ○○○-○○○

【ニ. 住所】 ○○○○○○○○○○○○

【ホ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○

調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を記入してください。

法人にあっては、代表者名も記入してください。

区分所有の場合、「○○ 区分所有者一同」という形で記入してください。

【2.管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 ○○○ ○○○○

【ロ. 氏名】 ○○ ○○

【ハ. 郵便番号】 ○○○-○○○

【ニ. 住所】 ○○○○○○○○○○○○

【ホ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○

所有者と管理者が異なる場合は、「管理者」を記入してください。

※「管理者」とは、当該建築物の維持管理、長期修繕計画等に対して、金銭面を含め、主体的に関与された方のことです。

【3.調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格】

(一級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○○○ 号 特定建築物調査員 第 ○○○○○○ 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ○○○ ○○○○

【ハ. 氏名】 ○○ ○○

【ニ. 勤務先】 ○○○○○建築設計事務所

(一級) 建築士事務所 (兵庫県) 知事登録第 ○○○○○○ 号

【ホ. 郵便番号】 ○○○-○○○

【ヘ. 所在地】 ○○○○○○○○○○○○

【ト. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○

(その他の調査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 ○○○○○○ 号 特定建築物調査員 第 ○○○○○○ 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ○○○ ○○○○

【ハ. 氏名】 ○○ ○○

【ニ. 勤務先】 ○○○○○○○○

() 建築士事務所 () 知事登録第 ○○○○○○ 号

【ホ. 郵便番号】 ○○○-○○○

【ヘ. 所在地】 ○○○○○○○○○○○○

【ト. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○

【4.報告対象建築物】 (郵便番号 ○○○-○○○)

【イ. 所在地】 ○○○○○○○○○○○○

【ロ. 名称のフリガナ】 ○○○○○○

【ハ. 名称】 ○○○○

【ニ. 用途】 ○○○○

「要是正」の指摘がある場合、「要是正の指摘あり」に「✓」マークを記入してください。また、指摘事項の全てが既存不適格の場合のみ、「既存不適格」にも「✓」マークを記入してください。

【5.調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 非常用照明の電池切れ、廊下に物品放置あり

指摘がある場合、主な指摘事項を記入してください。(ただし、既存不適格の指摘事項を除く。)

指摘事項以外に特に報告すべき事項を記入してください。

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 ○○年 ○○月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】 ○○○○○○ 改善予定年月のうち最も早いものを記入してください。

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄(防災センター)
令和 年 月 日	第三面【1.調査及び検査の状況】【ロ. 前回の調査】は、左側の※受付欄の日付を明示します。※受付欄の日付が不明な場合は、右側の※整理番号欄の日付を明示します。	
第 号		
係員氏名		

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1.敷地の位置】

- 【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域
 その他 (法第22条指定区域) 指定なし
- 【ロ. 用途地域】 近隣商業地域

【2.建築物及びその敷地の概要】

- 【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 鉄骨造 その他 ()
- 【ロ. 階数】 地上 3 階 地下 0 階
- 【ハ. 敷地面積】 2,361.52 m²
- 【ニ. 建築面積】 1,058.81 m²
- 【ホ. 延べ面積】 3,138.81 m²
- 【ヘ. 報告対象面積】 3,138.81 m²

敷地内の建築物のうち、報告対象に該当する棟の延べ面積を記入してください。

延べ面積の内に報告対象外となる面積がある場合、その面積を除いた数値を記入してください。

【3.階別用途別床面積】

(イ. 階別用途別)	(用途)	(床面積)
屋上階	物販店舗	96.00 m ²
(階)	()	() m ²
3 階	物販店舗	1,008.00 m ²
(階)	()	() m ²
2 階	物販店舗	1,008.00 m ²
(階)	()	() m ²
1 階	物販店舗	1,026.81 m ²
(階)	()	() m ²
(階)	()	() m ²
(階)	()	() m ²
(階)	()	() m ²
(階)	()	() m ²
【ロ. 用途別】	物販店舗	3,138.81 m ²
()	()	() m ²
()	()	() m ²

屋上階(塔屋)を含め、上階から順に記入してください。

注)欄が足りない場合は、別紙を作成し記入してください。

建築基準法別表第1(イ)欄に掲げる用途にならって記入してください。(例:集会場、病院、物品販売業を営む店舗(物販店舗)、学校、事務所等)

機械室、厨房など、室ごとの詳細な用途を書く必要はありません。

小数点以下第2位まで記入してください。

【4.性能検証法等の適用】

- 耐火性能検証法 防火区画検証法
- 区画避難安全検証法 (階)
- 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
- その他 ()

平成12年以前の法38条認定を受けているものは、概要を記入してください。

【5.増築、改築、用途変更等の経過】

古い	(年号選択)	年	月	日	概要
↓	(年号選択)	年	月	日	概要
↓	(年号選択)	年	月	日	概要
新しい	(年号選択)	年	月	日	概要

前回調査時以降のものを記入してください。

【6.関連図書の整備状況】

一番新しいものを記入してください。

- 【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無
- 【ロ. 確認済証】 有 無
交付番号 昭和 51 年 6 月 6 日 第 〇〇〇〇 号
交付者 建築主事等 指定確認検査機関 ()
- 【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無
- 【ニ. 検査済証】 有 無
交付番号 昭和 52 年 10 月 10 日 第 〇〇〇〇 号
交付者 建築主事等 指定確認検査機関 ()
- 【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無
- 【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

随時閉鎖又は作動できる防火設備の存するすべての階を記載ください。

【7.備考】

外壁全面打診調査後10年を超える場合は「未実施」になります。

- 外壁全面打診調査 実施済 (〇〇 年) 未実施 対象外
- 随時閉鎖又は作動できる防火設備 (防火ダンパーを除く。) 有 (1, 3, 屋上 階) 無

(第三面)

調査等の概要 概ね3か月以内の調査を記入してください。

対象外の場合も未実施に「✓」を記入してください。

【1.調査及び検査の状況】

- 【イ. 今回の調査】 令和 ○○年 ○○月 ○○日 実施
- 【ロ. 前回の調査】 実施 (令和 ○○年 ○○月 ○○日 報告) 未実施
- 【ハ. 建築設備の検査】 実施 ((年号) 年 月 日 報告) 未実施
- 【ニ. 昇降機等の検査】 実施 (令和 ○○年 ○○月 ○○日 報告) 未実施
- 【ホ. 防火設備の検査】 実施 (令和 ○○年 ○○月 ○○日 報告) 未実施

【2.調査の状況】

【ロ.】は、前回年度報告され、特定行政庁が第一面最下部「※受付欄」の日付です。この日が不明な場合、「※整理番号欄(防災センター)」の日付を明示ください。 ※検査を実施した日付ではありません。【ハ.ホ】欄も、各種別報告書の受付の日付になります。

(敷地及び地盤)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

それぞれ調査結果表 (No. 5~No. 8) の調査項目に対応します。

(建築物の外部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

「要是正」の指摘がある場合、「要是正の指摘あり」に「✓」マークを記入してください。また、指摘事項の全てが既存不適格の場合のみ、「既存不適格」にも「✓」マークを記入してください。

(建築物の内部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 ○○年 ○○月に改善予定) 無

共通: 「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、「ロ」に指摘の概要の記入は不要

(避難施設等)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】 非常用照明の不作動(電池切れ)、廊下に物品放置あり
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 ○○年 ○○月に改善予定) 無

(その他)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

「要是正」指摘内容を記入してください。

【3.石綿を添加した建築材料の調査状況】

(該 当 す る 室)

- 【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
- 有 (飛散防止措置有) (駐車場)
- 無
- 【ロ. 措置予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

【4.耐震診断及び耐震改修の調査状況】

- 【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (令和 ○○年 ○○月に実施予定) 対象外
- 【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (令和 ○○年 ○○月に実施予定) 対象外

【5.建築物等に係る不具合等の状況】

- 【イ. 不具合等】 有 無
- 【ロ. 不具合等の記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定) 予定なし

昭和56年6月1日以降の確認済証は対象外に該当 「特定建築物定期調査業務基準(2021年改訂版)」P70参照

【6.備考】

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合がない場合、
この様式は報告書に添付不要です。

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
R〇〇.〇〇	外装吹付タイルの劣化	経年劣化による	R〇〇.〇〇完了	ケレン後、再吹付
<p>今回の調査の指摘事項や既存不適格の内容を記入するところではありません。</p> <p>前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄（調査の状況）において指摘されるもの以外のものについて、記入してください。</p> <p>第三面の5欄（建築物等に係る不具合等の状況）で、「有」にチェックがあった場合のみ、その内容について記入してください。</p>				

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	〇〇 〇〇	氏 名	調査者番号
	その他の調査者	〇〇 〇〇		

番号	調査項目	調査結果	指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格	担 当 調 査 者 番 号	
1 敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○			A2	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○			A2	
(3)	令第128号に規定する通路（以下、「敷地内通路」という。）	敷地内の通路の確保の状況	○			A2	
(4)		有効幅員の確保の状況	○			A2	
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○			A2	
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	○			A2	
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○			A2	
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	-				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	-				
2 建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下	○			A1	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○			A1	
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	-				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	-				
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	○		A1	
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	-				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	-				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	-				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	-				
(10)		鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			A1	
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○			A1
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	-			
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	-			
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	○			A1
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○			A1	
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○			A1	
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○			A1	
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○			A1	
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○			A2	
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	○			A2	
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○			A2	
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○			A2	
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	○			A2	
(6)		屋根	屋根の防火対策の状況	-			
(7)	屋根の劣化及び損傷の状況		-				
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○			A2	
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○			A2	

調査者が1人の場合、
記入は不要です。

調査者が2人以上の場合、
必ず、代表となる調査者を該当
する欄に記入してください。

該当しない項目は、
「指摘なし」欄に「-」
を記入してください。

番号	調査項目	調査結果			担当調査者番号	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 既存不適格の場合は、「要是正」にも○を記入してください。 </div>						
4	建築物の内部					
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況		○	○	A1・A2
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	○			A1・A2
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況	○			A1・A2
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	○		A1・A2
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○		A1・A2
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○		A1・A2
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○		A1・A2
(12)			部材の劣化及び損傷の状況	○		A1・A2
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	-		
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○		A1・A2
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	○		A1・A2
(16)	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○		A1・A2	
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○		A1・A2
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○		A1・A2
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	○		A1・A2
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○		A1・A2
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○		A1・A2
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○		A1・A2
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	-		

番号	調査項目	調査結果			担当調査者番号	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○			A1
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置	—			
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況	○			A1
(29)		防火扉の開放方向	○			A1
(30)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○			A1
(31)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	○			A1
(32)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	○			A1
(33)		常閉防火扉の固定の状況	○			A1
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○			A1
(35)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○			A1
(36)	警報設備	警報設備の設置の状況	—			
(37)	法第27条第1項に基づき設置された警報設備について調査、報告してください。	警報設備の劣化及び損傷の状況	—			
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	○			A1
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	○			A1
(40)	シックハウス対策で設置された換気設備は、調査の対象外。	換気のための開口部の面積の確保の状況	○			A1
(41)		換気設備の設置の状況	○			A1
(42)		換気設備の作動の状況	○			A1
(43)		換気設備の妨げとなる物品の放置の状況	○			A1
(44)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況			
(45)	調査を要する場合は、「要調査」と記入してください。	吹付け石綿等の劣化の状況	—			
(46)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	○			A1
(47)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	○			A1
5 避難施設等						
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○			A1
(2)	廊下	幅員の確保の状況	○			A1
(3)		物品の放置の状況		○		A1
(4)	出入口	出入口の確保の状況	○			A1
(5)		物品の放置の状況	○			A1
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	—			
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	—			
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	—			
(9)		物品の放置の状況	—			
(10)		避難器具の操作性の確保の状況	—			

(36), (37)に「警報設備」が追加されたため、「居室の採光及び換気」及び「石綿等を添加した建築材料」欄の番号が変更、番号追加 (46) (47) が追加されました。※令和4年度より

番号	調査項目		調査結果			担当調査者番号		
			指摘なし	要是正				
				既	存		不適格	
(11)	階段	直通階段の設置の状況	○			A1・A2		
(12)		幅員の確保の状況	○			A1・A2		
(13)		手すりの設置の状況		○	○	A1・A2		
(14)		物品の放置の状況	○			A1・A2		
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況	○			A1・A2		
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	-				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	-				
(18)			開放性の確保の状況	-				
(19)		特別避難階段	令第123条第3項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況	-				
(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況	-				
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況	-				
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	-				
(23)			物品の放置の状況	-				
(24)			排煙設備等	防煙区画の設置の状況	○			A1・A2
(25)		防煙壁の劣化及び損傷の状況		○			A1・A2	
(26)		排煙設備		可動式防煙壁の作動の状況	-			
(27)				排煙設備の設置の状況	○			A1・A2
(28)				排煙設備の作動の状況	-			
(29)		排煙口の維持保全の状況	○			A1・A2		
(30)		その他の設備等	非常用の進入口等	○			A1・A2	
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	○			A1・A2	
(32)			非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	-			
(33)				昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況	-			
(34)	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況			-				
(35)	乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況			-				
(36)	物品の放置の状況			-				
(37)	非常用エレベーターの作動の状況		-					
(38)	非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の状況	○			A1・A2	
(39)			非常用の照明装置の作動の状況		○		A1・A2	
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	○			A1・A2		
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況			-		
(2)		膜張力及びケーブル張力の状況	-					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	-				
(4)			上部構造の可動の状況	-				
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	-					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況			-		
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	-					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	-				
(9)	付帯金物の劣化及び損傷の状況		-					
7	上記以外の調査項目 7(1)は外壁タイル貼りを有機系接着剤で施工された場合2(11)と併せて調査結果を明示ください。							
(1)	有機系接着剤張り工法による外壁タイルの劣化及び損傷の状況（引張接着試験による調査の場合）		-					
その他確認事項		随時閉鎖又は作動できる防火設備の存するすべての階を記載ください。 ※（第二面）No. 2【7.備考】と整合ください。						
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無								
<input checked="" type="checkbox"/> 有（ 1, 3, 屋上 階） <input type="checkbox"/> 無								

5(28)は機械排煙設備が対象です。調査結果は建築設備定期報告の検査結果を記入してください。

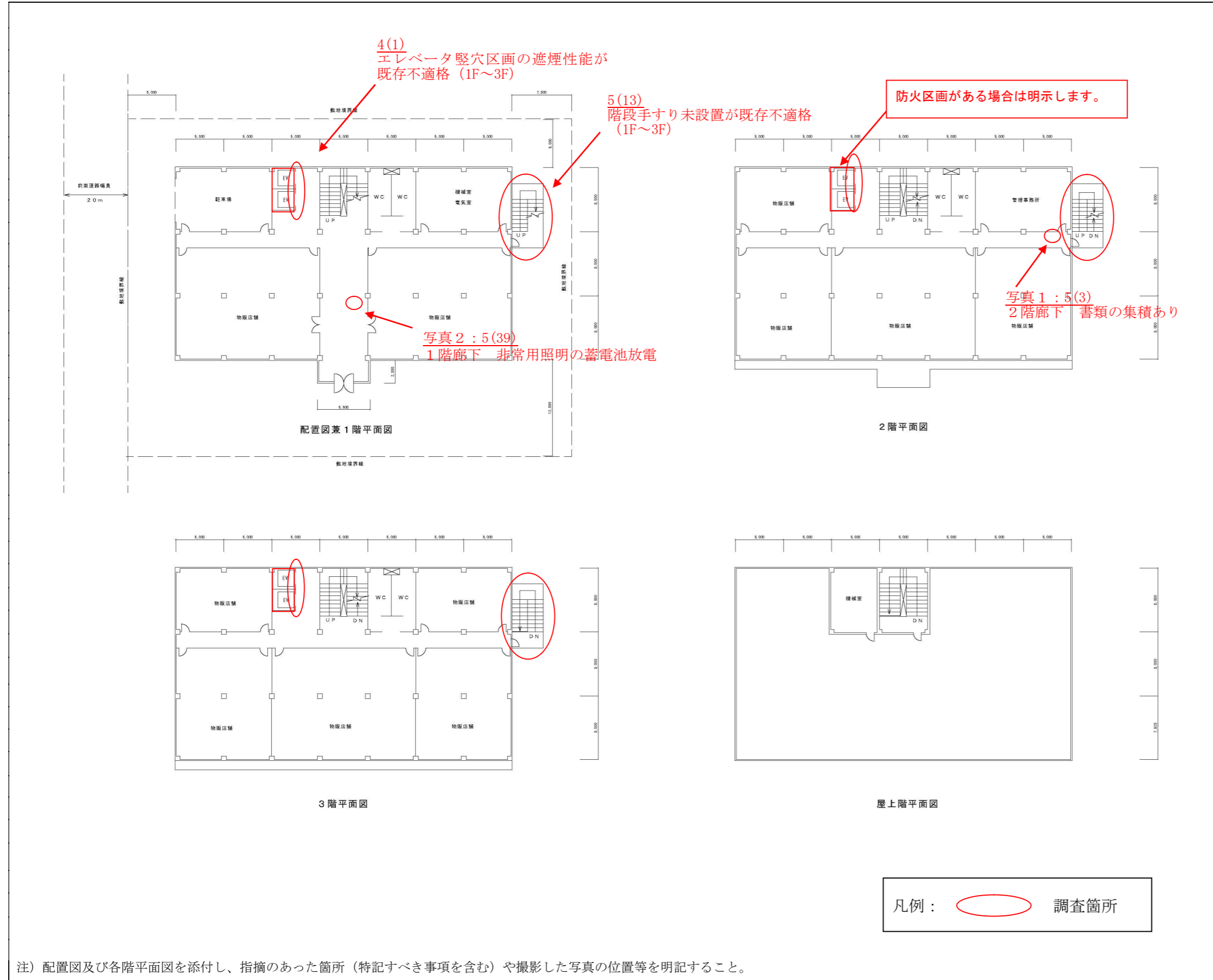
特記事項				
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
4(1)	令第112条第11項から第13項までに規定する	エレベーター昇降路の堅穴区画について、遮煙性能が既存不適格となっている。	乗場戸に接して、遮煙性能を有するスクリーンを設置する。	R〇〇.〇
5(3)	廊下:物品の放置の状況	書類の集積あり。	書類を撤去する。	R〇〇.〇
5(13)	階段:手すりの設置の状況	階段の手すりが未設置で既存不適格となっている。	手摺を設置する。	R〇〇.〇
5(39)	非常用の照明装置の作動の状況	非常用の照明装置の内蔵蓄電池が放電している。	内蔵蓄電池を交換する。	R〇〇.〇
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 要是正の指摘などがあった場合、特記事項欄に記入してください。 </div>				
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 併せて、 1. 指摘のあった箇所や写真撮影位置を別添1様式(No. 11)に明記してください。 2. 要是正とされた部分の写真を別添2様式(No. 13)に従い添付してください。 </div>				

No. 9-2

(注意) ※ 告示282号 = 国土交通省告示第282号(平成20年3月10日)

- ① この書類は、特定建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 「調査結果」欄は、告示282号(※)別表第一(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑤ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、告示282号(※)別表第一(い)欄に掲げる調査項目について(は)欄に掲げる判定基準に該当する場合に〇印を記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑤に該当しない場合に〇印を記入してください。
- ⑦ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に〇印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、〇印を記入してください。
- ⑧ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑨ 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、④から⑦に準じて調査結果等を記入してください。
- ⑩ 「その他特記事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑪ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、**指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に**、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入してください。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

調査結果図



番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台 (木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況 (屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根 (屋上面を除く。)
(8)から(9)	機器及び工作物 (冷却等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(33)	防火設備
(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
(36)から(37)	警報設備
(38)から(43)	居室の採光及び換気
(44)から(47)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること。

